

平成 26 年 9 月 30 日

大田区 福祉部長  
坂本 尚史 様

大田区訪問介護事業所連絡会  
会長 田尻 久美子

### 日常生活支援総合事業についての意見集約

大田区におかれましては、日頃から当連絡会との協働体制をとっていただきまして感謝申し上げます。

先般、大田区福祉部介護保険課長より、平成 27 年度の第 6 期制度改正に伴い区内訪問介護事業者あて『制度改正に伴うアンケート調査』をいただき、大田区でも介護予防・日常生活支援総合事業の準備を進められていることと存じます。

大田区訪問介護事業所連絡会では、今回の介護保険制度改正の円滑な運用が行われるよう、去る平成 26 年 9 月 25 日(金)に臨時定期連絡会を開催し、介護予防・日常生活支援総合事業についての情報共有と介護保険制度改正に向けての意見交換を行いました。それを踏まえ会員事業所の意見集約をいたしましたのでご報告申し上げます。

地域包括ケアシステムの中核となる在宅介護事業者がその機能を十分に発揮し、区民の方々の住み慣れた地域での生活を支えることができるよう、平成 27 年度の介護保険制度改正・報酬改定に向けてご配慮をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 介護予防・日常生活支援総合事業導入の時期について

平成 27 年 4 月時点での介護予防・日常生活支援総合事業がスタートすることに大きな懸念を持っており、次のような理由から、大田区として事業導入時期を再考すべきではないかとの意見が大多数だった。

##### (1) 区民説明が出来ていないことによる利用者の混乱

平成 18 年の介護保険改正においても、区民に対する制度改正の周知が十分でなく、大きな混乱をきたした経緯がある。来年 4 月の改正に向けた周知期間を考えると、最低でも半年間の期間が必要だと思われる。制度改正の全体像がはっきりとしない中、サービスを提供する事業所だけでは説明しきれない。区報の説明だけでは不足すると思われる。

##### (2) 事業者間での混乱

予防マネジメント対象者と新総合事業のマネジメント対象者が混在するにも関わらず

マネジメントを行う部門と実際にサービスを提供する部門のすり合わせが出来ていない。包括との意見交換会など準備期間に実施してはどうか。

### (3)地域社会資源の未整備

ボランティア団体、有償ボランティア、老人クラブなどの社会資源の整備と整理は、今後の地域ケア会議にも関わってくる部分であり、現段階では総合事業導入までの下地が出来ていない。

## 2. 運用面での事務負担軽減について

制度移行した際に、「現行の訪問介護相当」「訪問型サービスA」においては個別サービス計画の策定とモニタリング実施が位置づけられているが、現行の予防訪問介護と同様に1ヶ月に1回のモニタリングを行う必要性はないと思われる。総合事業においては、評価期間を最低でも3か月に1回とするなど事務負担を軽減してほしいとの意見が大多数だった。

また、サービス提供に必要となる契約書や重要事項説明書、その他の書式は、大田区にて統一フォーマットを作成し事業所に提供してほしいとの意見が多く聞かれた。

## 3. 訪問型サービスAの費用とサービス提供時間の設定について

大田区より発信されたアンケートにおいて「訪問型サービスA」の費用案が提示されているが、訪問型サービスAにおいては従来の予防訪問介護と同様に利用者の自立支援に資するサービスが提供されることからサービス提供責任者の果たす役割が大きい。費用設定する際にはサービス提供責任者の役割を十分評価頂き、「初回加算」や「処遇改善加算」を継続して頂きたい。また、この専門性の評価や理解についてはマネジメントやコーディネートを行う部門にも理解して頂く必要があるため、意見交換が必要と思われる。

また、アンケートの案では60分の時間設定がなされているが、サービス提供時間は事業者がアセスメント実施した上で必要時間を算出できるよう柔軟な設定をして頂きたい。

## 4. 訪問介護員の専門性の評価

訪問介護事業所が提供しているサービスは、生活援助であっても単純な家事支援ではなく自立支援に基づいた専門的なサービスを提供している。生活援助を通じた自立支援の働きかけを行うことにより利用者のADLやQOLが改善され、在宅生活が維持できているケースも多い。

今後、「訪問型サービスB」以降のサービスを無資格者がボランティアベースで提供することに懸念と疑問を感じているという意見が多数あった。訪問介護員およびサービス提供責任者の専門性を必要とするサービスとそうでないサービスの内容について、

熟考した上で整理することが必要ではないか。

また、専門的サービスの提供による ADL 改善を評価する仕組みを導入すべきとの意見も複数聞かれた。

#### 5. 人材育成について

訪問介護サービスはヘルパーの高齢化など、数ある在宅介護サービスの中でも特に人材不足が深刻である。制度改正による報酬減で更に若いヘルパーが入ってこなくなるのではとの懸念が大きい。区民に不足なく質の高いサービスを提供していくためにも、人材採用・人材育成の両面から区のサポートを期待したい。具体的には以下のような点について意見があがった。

- 大田区から無資格者に対する資格取得に係る費用助成の検討
- 大田区社会福祉協議会が行っている介護職員初任者研修について、資格を取得した方に対する区内事業所の紹介などの連携
- おおた福祉フェスをはじめとした就職支援イベントの開催
- サービス提供責任者やヘルパーを対象とした研修の充実（全事業者向けでなく訪問介護に特化した研修を訪問介護事業者連絡会と共催で実施すること）

#### 6. 生活支援コーディネーターについて

総合事業における生活支援コーディネーターは、区民の方々に適切な社会資源を提供しコーディネートする重要なキーパーソンである。その配置については、各包括支援センター単位で配置し、地域に分散する仕組みがふさわしいとの意見があった。また、日頃から高齢者の日常生活に密着した業務を行っているサービス提供責任者を生活支援コーディネーターに活用してほしいとの意見もあった（一方で、現在の業務負担も大きいため、業務負担軽減された上でないと難しいとの意見もあった）。

#### 7. その他

日常生活支援総合事業の導入は区民にとっても事業者にとっても影響が大きい。制度策定プロセスの中で、大田区と大田区訪問介護事業者連絡会との懇談会を設けて頂きたい。

以上